

年金・税

国民年金の届け出を忘れずに

◇本年度の国民年金保険料は1万6540円です ◇届け出が必要なおとぎ…①59歳までに会社などを退職したとき、②退職・離婚・死亡・収入増などにより、会社員などの配偶者から扶養されなくなったとき ◇必要なもの…マイナンバー確認書類か年金手帳、退職日や扶養から外れた日が分かる書類、窓口に来る人の本人確認書類(代理人のときは委任状も必要)、印鑑など
問サンサンコールかごしま
☎808-3333

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

対産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者期間のある人
 ◇免除期間…出産予定月か出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠のときは出産予定月か出産月の3カ月前から6カ月間)
 ※出産予定日の6カ月前から届け出ができます ◇必要なもの…届出者の本人確認書類(代理人のときは委任状も必要)、マイナンバー確認書類か年金手帳、母子健康手帳、印鑑
問サンサンコールかごしま**☎**808-3333

市税のコンビニ納付

◇納付書1枚の合計金額が30万円未満の市税は、コンビニエンスストアで納付できます
問納税課**☎**216-1190**FAX**216-1196

市税などの督促手数料の廃止

◇納期限が4月1日以降の市税や保険料などの督促手数料を廃止します
問納税課**☎**216-1190**FAX**216-1196



県と連携し市民税・県民税徴収対策を強化しています

◇本市では、県特別滞納整理班と連携し、市民税・県民税の滞納者に対し、差し押さえなどの滞納処分を強化しています
 ◇特別な事情で納税にお困りのときは、納税課**☎**216-1191～1194**FAX**216-1196か各支所の税務課に相談を

市民税・県民税の申告期限を4月16日(木)まで延長

所市民税課、各支所の税務課
 ◇申告は郵送でもできます
 ◇申告に必要なものなど詳しくは市HPか市民税課
☎216-1174・1175**FAX**216-1177、各支所の税務課へ

固定資産の縦覧と閲覧実施中

①土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
期6月1日(月)までの8時30分～17時15分(土・日曜日、休日を除く)
所資産税課、各支所の税務課(東桜島税務係を除く)
料無料 **問**資産税課**☎**216-1180～1182・1185**FAX**216-1168、各支所の税務課(東桜島税務係を除く)
 ②固定資産課税台帳の閲覧
対固定資産税の納税義務者
所資産税課、各支所の税務課
料縦覧期間中の納税義務者本人の閲覧は無料(縦覧期間以外は有料)
問資産税課**☎**216-1180**FAX**216-1168、各支所の税務課

水道・住まい

水道のメーターボックスの取り換え、給水装置の修繕

◇水道のメーターボックスの取り換えや水道メーターから蛇口までの修繕費用は、所有者や使用者の負担となります ◇工事が必要なおとぎは水道局指定給水装置工事業者に依頼してください
問水道局給排水設備課
☎213-8522**FAX**259-1627

個人住宅の雨水貯留、浸透施設の設置に助成します



◇補助額…市が認める経費の3分の2(上限あり) ◇事前申請が必要
申詳しくは水道局雨水整備室**☎**803-8772か河川港湾課**☎**216-1412へ

安全安心住宅ストック支援事業

対①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅の耐震診断、耐震改修工事とこれらと併せて行うリフォーム、②子育て・高齢者などの世帯が行う耐震性のある住宅(昭和56年6月1日以降に着工など)のリフォーム
 ◇補助率…耐震診断費の3分の2(限度額10万円)、耐震改修工事費の2分の1(限度額100万円)、リフォーム費の20～40%(限度額20～40万円) ※空き家の活用や県外からの移住者が行うリフォームは10%(限度額10万円)上乗せ
申受付開始日など詳しくは建築指導課**☎**216-1358**FAX**216-1389へ



セーフティネット住宅登録制度

◇空き室を持つ大家が子育て世帯などの入居を拒まない住宅として登録する制度です ◇登録住宅は制度専用HPで閲覧できます ◇登録基準など詳しくは住宅課
☎216-1363**FAX**216-1389へ
 ホームページ



浄化槽の維持管理

◇浄化槽は定期的な保守点検や清掃が必要です ◇保守点検業者へ委託して維持管理を ◇浄化槽には法定検査が義務付けられているため、通知があったときは必ず受検を
問環境保全課
☎216-1291**FAX**216-1292

環境

ごみステーションからのごみ・資源物の持ち去りは禁止されています

◇条例で規定された人以外がごみステーションのごみ・資源物を持ち去ることは禁止されています ◇違反者は警察へ告発することがあります ◇罰則は20万円以下の罰金です ◇詳しくは市HPか廃棄物指導課**☎**216-1289**FAX**216-1292へ



生ごみ処理機器の購入設置補助

対家庭の生ごみを減量化・堆肥化する、①電気式生ごみ処理機(乾燥型・バイオ型)、②その他の生ごみ処理器(コンポスト容器など)を購入した人 ◇補助額…購入金額の2分の1(①は限度額3万円、1世帯1基まで。②は限度額3000円、1世帯2基まで)
 ◇申請期間…購入後3カ月以内
問資源政策課**☎**216-1290**FAX**216-1292

ダンボールコンポストを無料配布します

対市内に住み市民農園を利用し、ダンボールコンポストの実践、アンケートに協力できる世帯
申専用申込書(市HPからダウンロード可)を直接か郵送、ファクス、メールで6月1日(必着)までに資源政策課**☎**216-1290**FAX**216-1292 ishige-gomi@city.kagoshima.lg.jpへ

克灰袋の提供

◇環境衛生課や各支所、地域福祉館、市民サービスステーションで提供しています ◇克灰袋がないときは、レジ袋を2枚重ねて使用することもできます ◇転居などで不要になったときは返却を
問環境衛生課**☎**216-1300**FAX**216-1292

オオキンケイギク(特定外来生物)の駆除にご協力ください

◇5～7月にかけて黄色の花を咲かせるオオキンケイギク(高さ30～70cm程度)は、もともといる植物を追いやってしまうため、特定外来生物に指定されています ◇生きたままの移動、保管は禁止されているので、自宅などで発見したときは駆除をお願いします ◇駆除の方法…根から引き抜き2～3日天日にさらして枯死させた後、もやせるごみとして処分
問環境保全課**☎**216-1298**FAX**216-1292



農林業

農作業事故の未然防止と安全対策に努めましょう

◇農業機械の点検・整備を十分にを行い、トラクターには安全フレームやシートベルトを装備しましょう



問生産流通課
☎216-1340
FAX216-1336

農地の貸借・売買、転用には許可などの手続きが必要です

◇要件など詳しくは農業委員会事務局**☎**216-1466**FAX**216-1292か各支所の支局へ

森林に関する届け出

①森林の土地の所有者届け出
 ◇売買や相続などで新たに森林を所有することになった人は届け出が必要です **期**所有した日から90日以内
 ②伐採・伐採後の造林の届け出
 ◇森林の伐採の前後には原則として届け出が必要です **期**伐採を始める90～30日前、造林を完了した日から30日以内
 ①②**共** **問**生産流通課**☎**216-1341**FAX**216-1336、谷山農林課**☎**269-8484**FAX**260-4411、各農林事務所

お知らせ・募集

統計書・市勢要覧の配布

◇「令和元年度鹿児島市統計書」、「2020年市勢要覧かごしま」を刊行しました ◇配布場所…本庁(東別館1階総合案内・東別館11階総務課統計係)、各支所の総務課・総務市民課 ◇配布数には限りがあります
問総務部総務課**☎**216-1116**FAX**224-8900



きみとわたし どちらの気持ちも大切に
 (「人権の花運動」実施小学校の作品より)

女性の人権問題

◇男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくりを目指すことが大切です